

困ったなあ

に答へます

佐々木知子の 法律相談



佐々木知子
ささきともこ

弁護士
帝京大学法学部教授

離婚が成立したら、
にしたいのですが…

私の

たぶんきっと簡単なご相談で、
申し訳ないのですが。

私は先日50歳になり、子供はいません。夫とは別居期間が長く、離婚の話し合いもできています。あとは離婚届を出すだけです。ですから、ご相談内容は離婚のことではなく、苗字のことなのです。

私がまだ小さい時に両親が離婚し、その後私は父の姓のまま

でしたが、小学校に入る時に母の姓になりました。父は再婚して子供が3人できましたが、母はずつと独りでいます。父は経済力があり子煩惱なので、私もよくしてもらい、父の後妻さんとも異母弟妹とも仲が良く、父の家

姓の問題はなかなか難しく、決して簡単なご相談ではありますせんよ（笑）。しかし、良いお父さんとご家族に恵まれて、珍しいケースだと思います。

いったん元の姓に戻した上、
家族とよく相談することをおすすめします

りませんよね。
では養子縁組は？となると、
これは親子関係を人為的に創出
して、実子と同じ相続権を与えて
扶養の義務を負わせるものなので
で、もともと親子である場合に
は縁組の必要がなく、認められ
ないので。かつて非嫡出子の
相続権が嫡出子の半分だった時
には、嫡出子と同じにするため
の養子縁組が認められたりしま
したが、今は同じなので、その
意味もなくなりました。

したがって、考え方の方策は、離婚後は元の姓にいったん戻した上で、皆さんの意見もよく聞いてから手を打った方がよいのかどうか。

としては、後妻さんと養子縁組をすることだらうな。もちろん後妻さんの縁組意思が必要ですが、そうであれば、婚姻届と同様、役所に養子縁組届を出ただけで至つて簡単です。

ただし、問題がないわけではないのです。実子3人にしてみれば、ご相談者が高齢の親と同居して面倒を見てくれるのではあります。なぜなら、母親の相続となつて、遺産3分の1が4分の1になつてもよ

問題がないかもしれません。しかし仲が良いから大丈夫と思つても、いざとなると、それぞの配偶者の思惑も絡んで話し合いが難しくなり、究極の場合、姓の変更を意図した養子縁組だから無効だと裁判を起こされる可能性もないとはいえないからです。

にもよく遊びに行っています。

大学を卒業後、父の親友の二人息子と結婚しました。残念ながら子供ができず、あちらは跡取りなので離婚して、母の姓に戻りました。40歳を過ぎて、高校の同級生と再婚しましたが、再度離婚することになりました。今の姓は再婚相手のですが、父に言つたら、この際父の苗字にしろよと言つてくれたのです。私の

身内といつては高齢の母だけなので、父の家族になつた方が墓の心配もしないでよいだろうと。母は賛成してくれ、私ももう結婚はしないので、父の姓になろうと思ひます。

でも離婚後は、母の姓に戻るか再婚相手の姓をそのまま使うか、しかないのですよね。どうすればよいかなと思ひまして。